

J H F 理事会議事録

日 時： 2011 年 5 月 24 日(火) 13:30～17:30

場 所： J H F 事務局会議室（豊島区巣鴨 3-39-4 東都ビル 2F）

1. 議長・議事録作成人指名

議長： 安田英二郎 議事録署名人：出席理事監事全員

2. 定足数確認

出席者：出席【理事】 内田孝也 市川 孝 大沢 豊 菊池守男
工藤修二 安田英二郎 山口淳一
【監事】 對馬和也
欠席（理事） 荒井健雄 城 涼一
（出席理事 7 名。今理事会は定足数を満たし成立した）

3. 理事・監事のひとこと

大沢理事：南陽の HG 大会へ行って来ました。5 日間の内 1 日のみのフライトでした。南陽は今年の秋にアキュラシーの日本選手権、来年はハングの日本選手権を開催します。

内田会長：本日 JAA 評議員会がありました。決算報告、予算、役員交代について決議して来ました。直後に開かれた JAA 理事会からの報告で JAA 会長は野村吉三郎氏に交代となります。

工藤理事：以前に決定された日本記録公示について、競技委員会から返事がないので再度確認します。

山口理事：救急救命講習の再更新をして来ました。救急の時は人工呼吸より心臓マッサージを 1 分間に 100 回確実にこなうことが大切で、心臓さえ動いていれば救急車が来るまでは大丈夫とのことでした。

菊池副会長：連休に 5 日間広島で飛んで来ました。ウインチトーイングシステムを広島でもやっており、しっかり出来上がっています。普及活動の申請に出したいと頑張っていました。

市川理事：6 月末に内閣府に事業年度終了報告を電子申請することになります。公益認定の申請を出した際とほぼ同じ書類が必要になります。

安田理事：グライダーの保管料を支払う為、丹那へ行って来ました。

4. 審議事項

議長（安田理事）：4-1 号決算報告については、對馬監事が来てからで、4-2 から始めます。

審議事項 4-2 技能証規程訂正ならびに改定について

内田会長より、JHF 技能証規程の一部訂正、改定について説明があった。

4)-3-1-1 パラグライダーA級パイロット技能証の効力

*アンダーライン部分が抜けていたための追加

・ パラグライディング A 級パイロット技能証を有する者は、パラグライディング教員又は助教員の監督を受ける場合及び、パラグライディング教員又は助教員からその監督を依頼されたパラグライディングパイロット技能証を有する者の監督を受ける場合に、その習得された技能の範囲での練習を行なう事が出来る。

4)-3-4-1 パラグライディングパイロット技能証の効力

神奈川県連からの要望で、管理されたエリアとの表現は法的に問題があるかもしれないとの懸念をなくすための改定

・ パラグライディングパイロット技能証を有する者は、管理された空域においてパラグライダーによる競技飛行… → 指定された空域においてパラグライダーによる競技飛行…

採決の結果、【賛成6 反対0 棄権0】で可決された。

賛成： 市川、内田、大沢、菊池、工藤、山口

審議事項4-3 PG 日本選手権規定一部変更について

大沢理事：PG 日本選手権規定の参加資格・第1項 a)「日本国籍を有する者」を「有効な日本の FAI スポーティングライセンスを所持する者（オープン参加の外国人を除く）。」に変更することの承認をお願いします。日本在住の外国人選手で長年 Jリーグ、海外の大会への日本の FAI スポーティングライセンスでの参加等、日本のために貢献していることもあること、日本選手権で表彰台に立つ可能性もあることを考慮しています。

菊池副会長：JAA は国籍が入っている住民票でスポーティングライセンスを発行しているので、それに合わせてよいと思います。時代に合っていていいと思います。

内田会長：現在の日本選手権規定は数十年前に決めたことで、日本国籍を有する者と書いてあることを改変するのはどういう責任を取るという事なのでしょうか。安易なことではいけません。

市川理事：他のスポーツでも国籍で問題になっている所もありますが、そういうことは取っ払っていきましようという方向にありますし、JHF としては日本在住の外国人の方であればいいということによいと思います。組織としてそういうことを排斥する考え方なのですかと言われる可能性もあります。

議長（安田理事）：では、パラの日本選手権規定の一部変更の採決をします。

採決の結果、【賛成5 反対0 棄権1】で可決された。

賛成： 市川、大沢、菊池、工藤、山口

棄権： 内田

審議事項4-4 JHF 運営規約について

内田会長：JHF 運営規約は、古いもので他の規程できめてあることが少しずつ書いてある状態であり、2010年総会で、理事会での改廃を承認されています。2010年10月19日理事会で審議した、新しい定款に基づく規程関連の議決事項から漏れていました。まずは、この規約を規程にすることを追認として採決しま

す。

採決の結果、【賛成6 反対0 棄権0】で可決された。

賛成： 市川、内田、大沢、菊池、工藤、山口

内田会長：この規程は公益となり新しい定款となった4月1日以降はその時点から有効となった諸規定に内容が移管され、不要のものなので本日付で廃止することで採決します。

採決の結果、【賛成6 反対0 棄権0】で可決された。

賛成： 市川、内田、大沢、菊池、工藤、山口

審議事項4－1 2010年度決算報告について

5月17日に正会員へ配信した決算報告のポイントについて内田会長が説明した。

会費収入の対予算での大幅減少については、会費値上げもあり、特に3年会員が減少したことによること。その分保険料の支出も3年会員の減少による保険料の差が出た。

収入では、JHFレポートの助成金が日本スポーツ振興センターから281万、保証金のお金の戻り、積立金から今期使う金額を収入としていること。

支出では、都道府県連盟事業費は予算では2009年度末の会員数で算出し、決算は2010年度末の会員数での算出であるため会員数減少により差が出た。広報事業費の増加は、JHF白書100万円、フォトコンテスト40万円の他JHFレポート3回分であること、システム補修費はネットワーク保守費用に入れていること等の説明があった。

菊池副会長：委員会活動は、教本執筆料を支払ったように、報告書等資料作成や活動に対してはきちんと払ってあげるべきです。ボランティア体質だと請求しなくなり、活動も減ります。

委員会事業費がほとんど余っているのは、活動していないから仕方ないということではなく、やらせていないということです。

内田会長：予算どおりにやるとJHFはストックを食いつぶすことになります。今回の予算、決算では払うものは払っています。事業報告のコメントにも入れましたが、予算的に厳しくなっていたものについて健全な財務活動をしようと思いましたが、消化できなかったことがあります。新しい活動だけでなく、旧来停止している活動に対しても使っていくことを考えています。

市川理事：年間収入が約7,000万予算規模で、繰越金が多く出るのは問題となるのでは。監督官庁からは、予算規模に見合った事業をやるようにとの指示です。ただ単年度の収支で見て、支出がオーバーすると、まだ数千万あるから大丈夫と思ってもあつと言う間になります。適正な事業をしていくことを理事会でチェックしながらやればよいというのが基本的な考え方です。

議長（安田理事）：後は、仮払い、未払い金のチェック等と對馬監事の監査になりますが、決算資料としては間違いがないか採決します。

採決の結果、【賛成6 反対0 棄権0】で可決された。

賛成： 市川、内田、大沢、菊池、工藤、山口

5. 協議事項

5-1 6月総会の役割分担について

総会の司会、当日の流れ等を確認。詳細はメール確認とした。

6. 報告事項

6.1 東日本大震災支援・缶バッジのデザイン案

4月理事会で協議した缶バッジについて、ボランティアの堀江譲氏が作成したデザイン案を確認し、作成をしていくことを報告。完成後、総会での販売、スクール等での販売を予定します。

(JHF経費で作成、売り上げは義援金に寄付する)

下記それぞれ以下のとおり報告された。

6.2 現金・預金・郵便振替残高明細

6.3 フライヤー会員登録・技能証発行実績

この議事録が事実と相違ないことを確認し記名押印する。(出席理事)

理事

市川 孝 印

内田孝也 印

大沢 豊 印

菊池守男 印

工藤修二 印

安田英二郎 印

山口淳一 印

監事

對馬和也 印

議事録作成人：桜井加代子